

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 ： 銚子漁港水産流通基盤整備工事（東突堤（黒生）ブロック製作）
 漁 港 名 ： 特定第3種漁港 銚子漁港
 工事箇所 ： 銚子市 黒生町 地先

事務所名：銚子漁港事務所

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	ブロック製作ヤードは、他工事と現場が連続し施工が輻輳するおそれがあることから、施工手順及びミキサー車運搬経路等、受注者間で十分工程調整を行うこと。
用 地 関 係	ブロック製作ヤード箇所は、監督職員の指示によるものとするが、他工事の作業ヤードと隣接することから、受注者間で十分調整を行い、当該工事のブロック製作ヤード箇所を決定したうえ、監督職員に報告し承諾を得ること。 なお、調整の結果、やむを得ず製作ヤードの面積に不足が生じ指定箇所で製作が不可能となった場合は、直ちに監督職員と協議すること。
公 害 対 策 関 係	工事で使用する建設機械は千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）第 1 編第 1 章第 1 節 1－1－3 2 の規定による。 粉塵や騒音等について周辺住民に対して配慮すること。
安 全 対 策 関 係	製作ヤードの出入口については、資機材の搬入・搬出等、工事車両が頻繁に往来することが予想されるため、漁港利用者及び一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。 建設機械、型枠及び生コンクリートの搬入・搬出時は製作ヤード出入口に交通誘導警備員 1 名を配置すること。なお、他工事（近接工事）との調整により、交通誘導警備員配置が不要となった場合は監督職員と協議すること。
工 事 用 道 路 関 係	特になし
仮 設 備 関 係	特になし
建 設 副 産 物 関 係	特記仕様書による。
工 事 支 障 物 件 等	工事着手後直ちに、工事箇所の確認を行い、支障物件等が発見された場合は、監督職員に報告し、対応策等の協議をすること。
排 水 工 関 係 （濁水処理を含む）	特になし
そ の 他	特になし